

### 第3章 景観類型別の景観形成基準

#### 1 景観類型の把握

本市の景観計画では、地形や土地利用による景観特性をもとに、自然的景観特性から「鈴鹿山脈及び山麓」、「丘陵地」、「平野部水田地」、「里山水田地」の4類型に区分し、これに鈴鹿川以東の平野部を中心に形成される市街地から「住宅地」「商業地」「工業地」の3類型の要素を加え、市域を全7類型に区分しています。（次のページにある「景観類型図」を参照してください。）

また、これらの景観類型に重なる、市の個性的景観を保全・創出するため特に重要な部分について、下表のように、市の個性を彩る景観軸・拠点を景観類型として設定しています。（次のページにある「景観類型図」を参照してください。）

表 市の個性を彩る景観軸・拠点

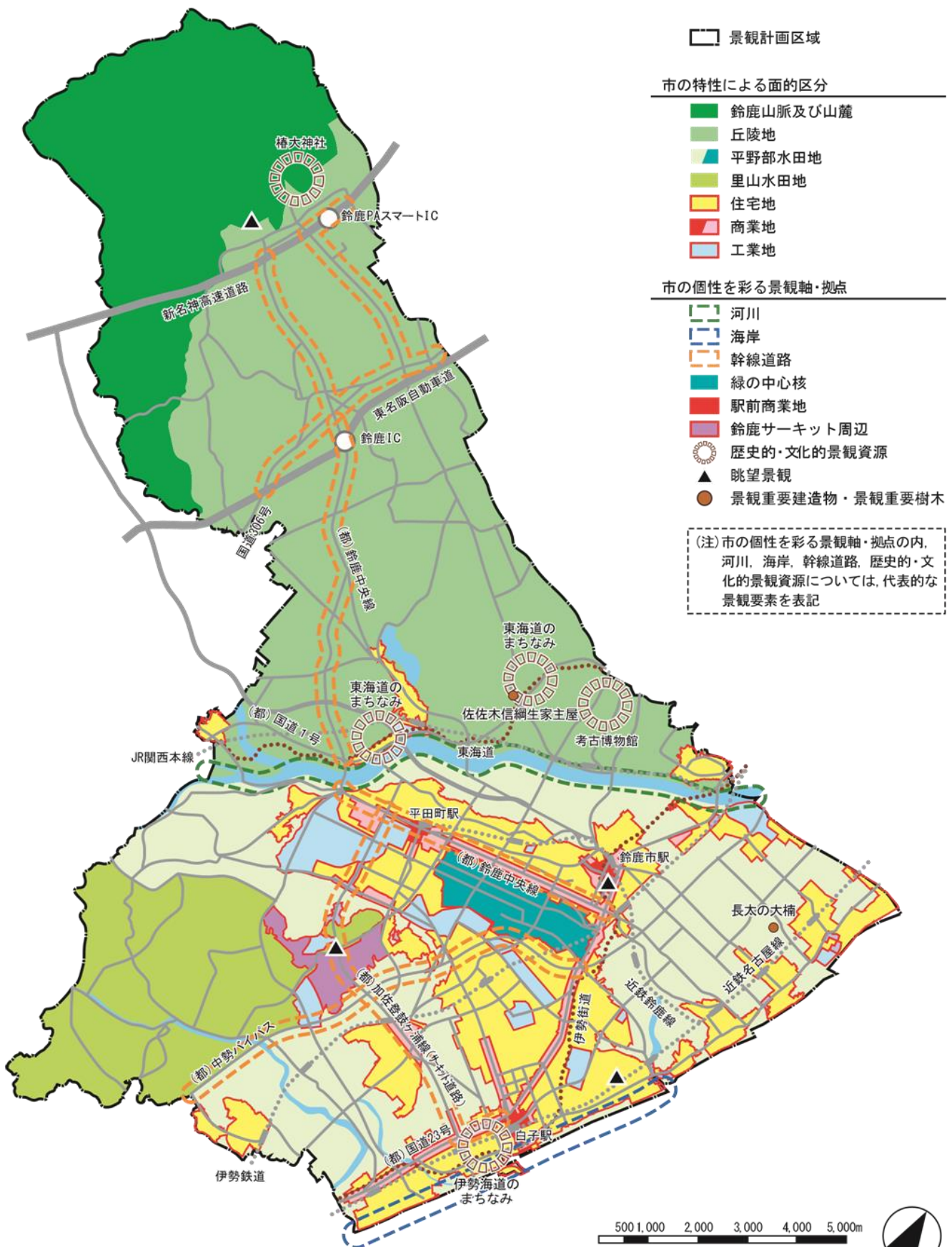
| 景観の類型 |               | 土地利用方針図のゾーン分類等                                                          |
|-------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 景観軸   | ①河川※          | 一級河川・二級河川                                                               |
|       | ②海岸※          | 伊勢湾                                                                     |
|       | ③幹線道路※        | 主要幹線道路（国土軸、広域幹線軸及び地域幹線軸）                                                |
| 景観拠点  | ①緑の中心核        | 緑の中心核（通称：セントラルグリーン）                                                     |
|       | ②駅前商業地        | 商業ゾーン                                                                   |
|       | ③鈴鹿サーキット周辺    | スポーツ・レクリエーションゾーン                                                        |
|       | ④歴史的・文化的景観資源※ | 東海道、伊勢街道、地域のシンボルとなる文化財（国・県・市指定文化財）、椿大神社、神戸城跡、景観重要建造物、景観重要樹木、登録・認定地域景観資産 |
|       | ⑤眺望景観         | 海のみえる岸岡山緑地、桃林寺、鈴鹿サーキットの交差点付近、市役所展望ロビー                                   |

※景観軸（①河川、②海岸、③幹線道路）の影響範囲：周囲100メートル以内の区域

景観拠点（④歴史的・文化的景観資源）の影響範囲：周囲50メートル以内の区域

これらの景観類型別に景観特性が整理されています（鈴鹿市景観計画第3章2 景観類型別の方針P.25～41）ので、計画地がどのような景観類型に当てはまるかを確認し、景観特性、景観形成方針、景観形成基準を把握しましょう。

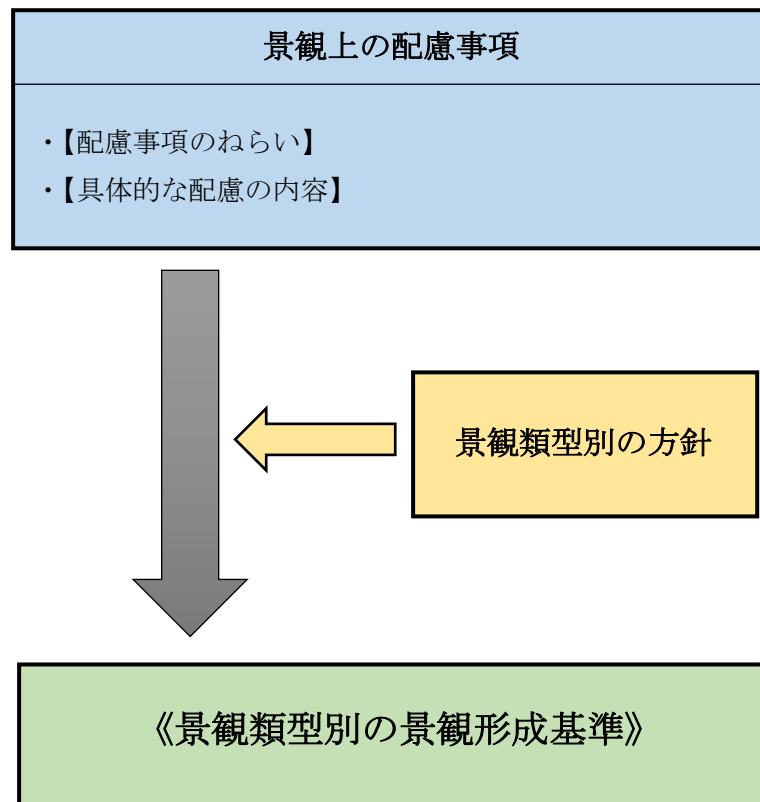
## ■ 景観類型図



## 2 景観形成基準の解説

景観類型別の景観形成基準を設定するに当たって、「景観上の配慮事項」を定めています。  
景観類型別の景観形成基準は、その「景観上の配慮事項」をもとに、「景観類型別の方針」に応じて設定しています。

### 【体系図】



### ※【解説】

#### ■配慮事項のねらい

「景観上の配慮事項」の目的や趣旨を解説しています。

#### ■具体的な配慮の内容

「具体的な配慮の内容」については、イラストや事例写真等を用いながら、具体的に配慮していただきたい内容を分かりやすく例示しています。

#### ■景観類型別の方針

鈴鹿市景観計画P. 25～41に記載していますので、参考にしてください。

なお、景観形成基準は、次のとおり遵守事項と協議事項から成り立っています。

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| ◎遵守事項<br>(定量的基準) | 良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう、景観形成上遵守すべき基準 |
| ○協議事項<br>(定性的基準) | 質の高い景観を形成するよう、景観形成上協議調整すべき事項       |

<景観上の配慮事項の一覧>

| 景観上の配慮事項       |                                                                                                                                | ページ   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 建築物・工作物        |                                                                                                                                |       |
| ア<br>配置・<br>規模 | a) 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。                                                                                   | P. 12 |
|                | b) 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。                                                                                              | P. 14 |
|                | c) 主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。                                                                                                 | P. 16 |
|                | d) 文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。                                                                  | P. 18 |
| イ<br>形態・<br>外観 | a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。                                                                                       | P. 20 |
|                | b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。                                                                                 | P. 22 |
|                | c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。                                                                   | P. 24 |
| ウ<br>色彩        | a) 建築物等の外観に用いる色彩は、色彩ガイドラインに示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 | P. 26 |
|                | b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。                                                                                                      | P. 28 |
| エ<br>素材        | a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。                                                              | P. 32 |
| オ<br>緑化        | a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。                                                                   | P. 34 |
|                | b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。                                                                            | P. 37 |
|                | c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。                                                                                  | P. 39 |
| カ<br>その他       | a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。                                              | P. 41 |
|                | b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。                                                                            | P. 43 |
|                | c) 既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。                                                         | P. 45 |

|                                     |                                                |       |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|-------|
| カ<br>その他                            | d) 太陽光発電施設を設置する際はできる限り目立たないように配慮すること。          | P. 46 |
| 土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。） |                                                |       |
|                                     | a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。      | P. 48 |
|                                     | b) 擁壁は、できる限り目立たないように配慮した構造とすること。               | P. 50 |
|                                     | c) 太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。            | P. 52 |
| 木竹の伐採                               |                                                |       |
|                                     | a) 樹木等の伐採は、なるべく目立たない場所を選定し、樹木等はできる限り保存すること。    | P. 54 |
|                                     | b) 太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。            | P. 55 |
| 土石の採取又は鉱物の掘採                        |                                                |       |
|                                     | a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。          | P. 56 |
|                                     | b) 採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。       | P. 57 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積          |                                                |       |
|                                     | a) 道路などの公共の場所から目立たないように配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。 | P. 58 |

## ア 配置・規模

### <景観上の配慮事項>

- a) 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

本市の自然的景観の特徴である鈴鹿山脈の山なみや広がりのある田園風景などとの調和を図るため、建築物などの高さの抑制や、敷地にゆとりを持たせた配置などの配慮を行うことが必要です。



建築物の壁面後退とともに、境界部分に緑を多く配置して周辺景観と調和を図っている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ● 周辺の高さとの調和

- ・ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。
- ・ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。



背景となる山なみや里山の稜線を遮る高さは、周辺景観の阻害要因となる。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型                       | 景観形成基準                                                               |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び山麓                   | 建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。                   |
| 丘陵地                        | 建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。            |
| 平野部水田地                     | 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。 |
| 里山水田地<br>住宅地<br>商業地<br>工業地 | 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。       |
| 河川                         | 建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。                         |
| 海岸                         | 建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。                           |

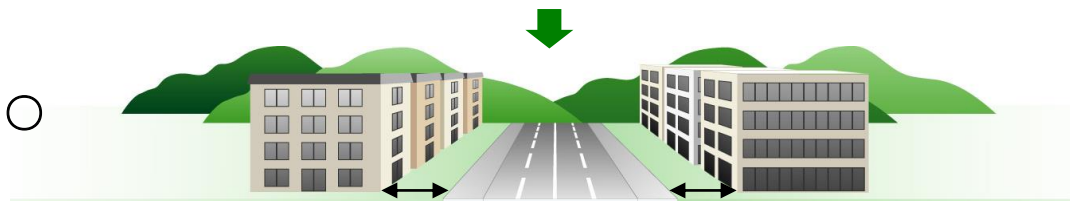
### 【具体的な配慮の内容】

#### ●規模の大きさを緩和させるようなゆとり

- ・田園など景観に広がりのある地域において、幹線道路に面する敷地では、周辺の景観と調和するため、できる限り壁面を後退させる。



幹線道路に面して建築物が建てられた場合、道路から見える広がりのある景観が阻害される。



建築物の壁面を幹線道路から後退させることで、周辺と調和したゆとりある景観が保たれる。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                      |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 幹線道路 | 田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。 |

## ア 配置・規模

### <景観上の配慮事項>

b) 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

低層の建築物が大半を占める地域において、マンションなどの高い建築物は、周辺のまちなみの違和感を生じたり、周囲に圧迫感を与えたりするおそれがあります。このため、それらを緩和するように、建築物の見え方を工夫することが必要です。

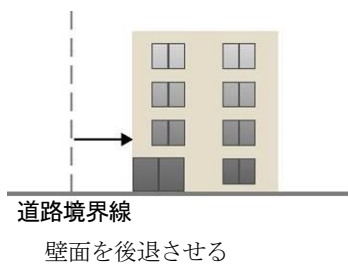


建築物の高層部を敷地境界から後退させることで、周辺のまちなみの違和感や圧迫感を緩和している。

#### 【具体的な配慮の内容】

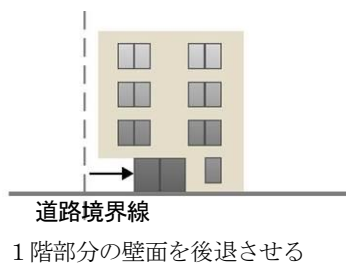
##### ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和

- ・高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。



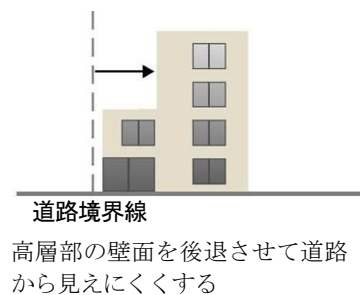
道路境界線

壁面を後退させる



道路境界線

1階部分の壁面を後退させる



道路境界線

高層部の壁面を後退させて道路から見えにくくする

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                             |
|------|----------------------------------------------------|
| 市全域  | 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。  |
| 幹線道路 | 高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●建築物の分節化による規模の緩和

- ・同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。



一戸建てが大半を占める住宅団地の中で、集合住宅を分節化することでボリューム感を低減し、周辺との調和を図っている。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                 |
|------|----------------------------------------|
| 市全域  | 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 |

## ア 配置・規模

### <景観上の配慮事項>

c) 主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

山や高台からの俯瞰<sup>ふかん</sup>景観や水辺や市街地からの仰瞰<sup>ぎょうかん</sup>景観、交通量の多い道路からの眺望など、主要な視点場からの眺望を遮らないように、近景、中景、遠景への影響を考慮して、建築物などの配置や規模を工夫することが重要です。



本市の代表的な眺望景観の一つである桃林寺からの景観

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●主要な視点場からの眺望の確保

- ・主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮する。



海岸沿いの眺望を遮らないよう、松並木を遮らない高さに抑えられている。(写真中央の建築物)

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                  |
|------|-----------------------------------------|
| 幹線道路 | 携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。           |
| 眺望景観 | 建築物・工作物は、主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保

- ・山なみや広がりのある茶畑などの地域景観への眺望をできるだけ遮らないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。



分棟化などにより、背後の山なみの眺望が確保されている。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型                       | 景観形成基準                                                           |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び山麓                   | 建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。                   |
| 丘陵地                        | 建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。            |
| 平野部水田地                     | 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。 |
| 里山水田地<br>住宅地<br>商業地<br>工業地 | 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。       |
| 河川                         | 対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。                     |
| 海岸                         | 長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。          |

## ア 配置・規模

### <景観上の配慮事項>

d) 文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

樹木やまちなみなどがその地域特有の自然や歴史・文化を醸し出すなど、地域の景観を特徴づけている場合、それらの景観資源を守り育てる配慮が必要です。



旧街道沿いのまちなみなど歴史的景観に配慮した景観づくりが行われている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮

・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。



地域のシンボルとなる巨木の周辺に大規模な建築物が立地すると、その貴重な景観は大きく損なわれる。



### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型        | 景観形成基準                                                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川          | 建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。                                         |
| 海岸          | 大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。      |
| 歴史的・文化的景観資源 | 建築物・工作物は、高さを抑えとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●まちなみの連続性の維持

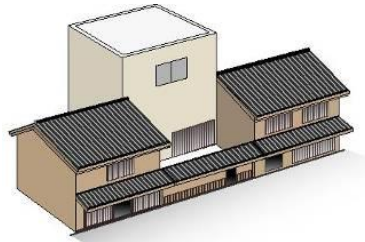
- ・周辺に歴史的まちなみなどが残っている場合には、壁面の位置を揃えたり塀を設置したりして、連続性を確保する。



歴史的な雰囲気が残る旧街道沿いのまちなみ



低層部を周辺のまちなみに揃える。



建築物全体を道路から後退させ、まちなみと調和した塀を設置する。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型            | 景観形成基準                                      |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 歴史的・文化的<br>景観資源 | 建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。 |

## イ 形態・外観

### <景観上の配慮事項>

a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

地域の景観には周辺の山なみや敷地の地形的変化などの自然的特性や、歴史・文化に根ざした様々な個性があります。これらの個性をうまく形態や外観に取り入れるなど、周辺の自然などと調和に配慮することが重要です。



伊勢国分寺の屋根の形状をイメージし、鈴鹿山脈の山なみとの調和を図るため、三角屋根のデザインとしている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●周辺景観に調和するような屋根形状

- ・背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。



勾配屋根を用いるなど形態の工夫により、背景の山なみと調和している。



屋根形状の工夫により、周辺の自然的景観と調和している。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

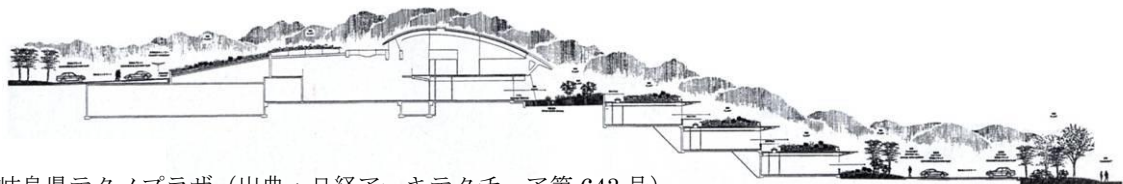
| 景観類型     | 景観形成基準                                          |
|----------|-------------------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び山麓 | 建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。    |
| 丘陵地      | 建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。      |
| 平野部水田地   | 建築物は、後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど、田園景観と調和した屋根形状とする。 |

| 景観類型  | 景観形成基準                                    |
|-------|-------------------------------------------|
| 里山水田地 | 建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。 |
| 河川    | 建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。    |
| 海岸    | 建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。    |

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●地形との一体性に配慮した形態、外観

- ・建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。



岐阜県テクノプラザ（出典：日経アーキテクチャ第 643 号）

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型                                               | 景観形成基準                               |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び<br>山麓<br>丘陵地<br>平野部水田地<br>里山水田地<br>河川<br>海岸 | 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 |

## イ 形態・外観

### <景観上の配慮事項>

b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

歴史的まちなみなど、特に守り育てたい景観がある場合には、地域景観を阻害しないだけでなく、積極的に歴史的まちなみなどの地域の景観を演出し、にぎわいを演出する視点も必要です。

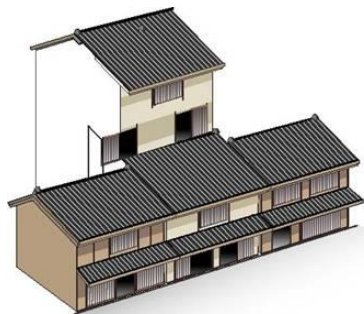


勾配屋根の採用やバルコニーの修景などにより、周辺のまちなみと調和を図っている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●歴史的まちなみが持つ形態特性の活用

- ・歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇、格子などのデザイン要素を活かす。



建築物全体に瓦など周辺のデザイン要素を取り入れる。



低層部に格子や瓦など周辺と調和したデザインを取り入れてまちなみの連続性を確保する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型            | 景観形成基準                                            |
|-----------------|---------------------------------------------------|
| 歴史的・文化的<br>景観資源 | 建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れて歴史的まちなみの連続性を確保する。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●市街地の地域特性に配慮した空間演出

- ・市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。



建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、ゆとりや開放感を創出する。

低層部にショーウィンドウを設けて、にぎわいを演出する。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型       | 景観形成基準                                                                                                                                                                       |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅地        | <p>建築物は、勾配屋根を採用するなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p> <p>建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。</p>                                            |
| 商業地<br>工業地 | <p>建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。</p>                                                                                        |
| 駅前商業地      | <p>建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。</p> <p>低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。</p> <p>ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、にぎわいのある魅力的な街路景観を形成する。</p> |

## イ 形態・外観

### <景観上の配慮事項>

c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、バルコニーなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。

#### 【配慮事項のねらい】

建築物に付帯する屋外階段、バルコニー、空調や電気等の設備は、建築物本体と一体性がないと煩雑さを感じ、まとまりのない景観となりかねません。そのため、建築物と一体的にデザインする、屋外設備について道路などから目立ちにくい部分に設置するなどの工夫が大切です。



屋上の設備を飾り屋根で覆い、建築物に取り込んでいる。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●屋外階段の意匠の配慮

- ・屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系統のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。

屋外階段などを建築物と一体的にデザインしている。



#### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●屋外設備を目立たせない配慮

- ・給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。
- ・主要な視点場からの眺望を遮らないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。
- ・給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。



空調室外機等に囲いを設けて目立たないようにしている。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                                                                                    |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。<br>屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。 |

## ウ 色彩

### < 景観上の配慮事項 >

- a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。

#### 【外観に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）】

| 使用する色相                        | 使用可能な彩度 |
|-------------------------------|---------|
| R、Y R、Y の場合                   | 6 以下    |
| その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合 | 2 以下    |

### 【配慮事項のねらい】

建築物等の色彩が景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや自然景観と大きく異なる色を用いると、周辺から浮き上がって見え、違和感を与えます。今後、市民による景観づくりを推進する上で、現状よりも著しく景観を悪化させないため、高彩度色など周辺から突出する色彩の使用を規制するものです。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ◎遵守事項

| 景観類型                          | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |             |      |                               |      |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|-------------|------|-------------------------------|------|
| 市全域                           | <p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table> <tr> <th>使用する色相</th><th>使用可能な彩度</th></tr> <tr> <td>R、Y R、Y の場合</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合</td><td>2 以下</td></tr> </table> | 使用する色相 | 使用可能な彩度 | R、Y R、Y の場合 | 6 以下 | その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合 | 2 以下 |
| 使用する色相                        | 使用可能な彩度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |         |             |      |                               |      |
| R、Y R、Y の場合                   | 6 以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |         |             |      |                               |      |
| その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合 | 2 以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |         |             |      |                               |      |

### 【参考】大規模建築物の色彩シミュレーション①

実際の写真では、住宅地に隣接する大規模建築物の壁面に落ち着いた色彩が使用されており、住宅地の良好な景観が保たれています。

一方、下の写真はCG（コンピュータグラフィックス）で壁面を派手な色彩に変えてみたものですが、大規模建築物にこのような色彩が用いられると、周辺の良好な景観が損なわれてしまいます。



実際の写真

大規模建築物の外壁色が、周辺の良好な住宅地景観と調和している。



CG

大規模建築物の外壁色に、周辺から突出した色彩が用いられると、周辺の良好な景観が損なわれてしまう。

## ウ 色彩

### <景観上の配慮事項>

b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

高彩度色の使用を避けるだけでなく、周辺景観の特性に応じた色彩の調和への配慮が重要です。特に山なみや田園、歴史的まちなみなど良好な景観が形成されているところでは、それらの景観に溶け込むような色彩の使用が大切です。

また、市街地においても、周辺に多く用いられる色彩と類似した色彩を使用することで、全体としてまとまりある景観が創出できます。



周辺の自然的景観との調和も図りながら、類似した明るい色彩で統一され、まとまりのある工業地景観となっている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●周辺の景観と調和した色彩の使用

- ・周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
- ・建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドライン（→P. 143）に示す推奨色を使用する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。                            |
|      | 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。 |
|      | 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。                               |
|      | 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。               |

| 景観類型                                                | 景観形成基準                                                    |         |         |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|---------|
| 鈴鹿山脈及び山麓<br>丘陵地<br>平野部水田地<br>里山水田地<br>河川            | 建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 |         |         |
|                                                     | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。           |         |         |
|                                                     | ■推奨色                                                      |         |         |
|                                                     | 使用する色相                                                    | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 |
|                                                     | Rの場合                                                      | 5～8程度   | 2程度以下   |
|                                                     | Y R～2. 5 Yの場合                                             |         | 3程度以下   |
|                                                     | その他の場合                                                    |         | 2程度以下   |
| 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。 |                                                           |         |         |
| 住宅地                                                 | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。           |         |         |
|                                                     | ■推奨色                                                      |         |         |
|                                                     | 使用する色相                                                    | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 |
|                                                     | R～2. 5 Yの場合                                               | 5～9程度   | 4程度以下   |
|                                                     | 2. 6 Y～10 Yの場合                                            |         | 2程度以下   |
|                                                     | B～PBの場合                                                   |         | 2程度以下   |
|                                                     | その他の場合                                                    |         | 1程度以下   |
| 工業地                                                 | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。           |         |         |
|                                                     | ■推奨色                                                      |         |         |
|                                                     | 使用する色相                                                    | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 |
|                                                     | Rの場合                                                      | 6～9程度   | 2程度以下   |
|                                                     | Y R～2. 5 Yの場合                                             |         | 3程度以下   |
|                                                     | B～PBの場合                                                   |         | 2程度以下   |
|                                                     | その他の場合                                                    |         | 1程度以下   |

## ウ 色彩

| 景観類型                                                                | 景観形成基準                                                    |         |         |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|---------|
| 海岸                                                                  | 建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 |         |         |
|                                                                     | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。           |         |         |
|                                                                     | ■推奨色                                                      |         |         |
|                                                                     | 使用する色相                                                    | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 |
|                                                                     | Rの場合                                                      | 5～9程度   | 2程度以下   |
|                                                                     | Y R～2. 5 Yの場合                                             |         | 3程度以下   |
|                                                                     | その他の場合                                                    |         | 2程度以下   |
| 大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。 |                                                           |         |         |
| 歴史的・文化的景観資源                                                         | 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。           |         |         |
|                                                                     | ■推奨色                                                      |         |         |
|                                                                     | 使用する色相                                                    | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 |
|                                                                     | Rの場合                                                      | 2～7程度   | 2程度以下   |
|                                                                     | Y R～2. 5 Yの場合                                             |         | 3程度以下   |
|                                                                     | その他の場合                                                    |         | 1程度以下   |
|                                                                     | 歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。   |         |         |
| 大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周囲との調和に配慮する。                   |                                                           |         |         |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●アクセント色の使用に対する配慮

- ・アクセント色を使用する場合には、外観に使用する他の色彩（基調色）との調和や、使用する量のバランスを工夫する。
- ・商業地などでは、低層部などにアクセント色を活用するなどまちなみに彩りを加えることで、にぎわいを演出する。



ダークブラウンを統一してアクセント色に使用することで、一体感を演出している。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                   |
|------|----------------------------------------------------------|
| 商業地  | 建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、にぎわいを演出する。 |

## エ 素材

### < 景観上の配慮事項 >

- a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。

#### 【配慮事項のねらい】

外壁などに用いる素材は、建築物全体のイメージに大きな影響を及ぼします。周辺の建築物等と同質の素材を使用するなど周辺の景観と調和させるほか、汚れにくい素材や耐久性の高い素材、また、時間とともに趣がでる素材などを使用することが大切です。



集落の伝統的な建築形態を引き継いでいる。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ● 周辺の景観との調和への配慮

- ・ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。
- ・ 歴史的なまちなみや集落などでは、伝統的に使用されてきた素材を使用する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○ 協議事項

| 景観類型                                           | 景観形成基準                                      |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び山麓<br>丘陵地<br>平野部水田地<br>里山水田地<br>河川<br>海岸 | 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。          |
| 歴史的・文化的景観資源                                    | 建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 |

【具体的な配慮の内容】

●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用

- ・ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
- ・ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                     |
|------|--------------------------------------------|
| 市全域  | 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。           |
|      | 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 |

## オ 緑化

### < 景観上の配慮事項 >

- a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。

#### 【配慮事項のねらい】

敷地内に樹木などの緑を配置することで、建築物などの圧迫感を軽減するとともに、景観にゆとりやうるおいを演出することができます。緑化樹種の選定にあたっては、地域の景観や気候条件、土壌条件を把握し、周辺の樹木との調和に配慮することも大切です。



敷地外周部の柵を敷地境界から後退させ、歩道と一体的な緑化により、ゆとりとうるおいのある景観を創出している。



駐車場内に樹木を配置することで、うるおいのある景観を演出している。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ◎遵守事項

| 景観類型 | 景観形成基準                             |
|------|------------------------------------|
| 市全域  | 建築物の新築については、敷地面積の５％以上の植栽、花壇等を配置する。 |

【具体的な配慮の内容】

●緑化の位置についての配慮

- ・緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                     |
|------|------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、うるおいのある沿道景観を形成する。 |

【具体的な配慮の内容】

●周辺のまちなみと調和した緑化

- ・歴史的まちなみや地域の緑地環境など、地域の持つ個性的な景観との調和に配慮して緑化する。

歴史的まちなみと調和した庭木で緑化されている。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型            | 景観形成基準             |
|-----------------|--------------------|
| 歴史的・文化的<br>景観資源 | 歴史的まちなみに調和した緑化を行う。 |

## オ 緑化

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●地域の気候、風土への配慮

- ・植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮

- ・高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とにならないよう配慮する。



### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                     |
|------|------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、うるおいのある景観を形成する。 |

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●周囲への圧迫感を軽減する緑化

- ・大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 |

### <景観上の配慮事項>

b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。

#### 【配慮事項のねらい】

大規模商業施設や工場の緩衝緑地帯などは、その面積の大きさから植栽方法で地域のイメージに大きな影響を及ぼします。このため、緑の量だけでなく、周辺住民などに親しまれる質の高い緑の確保が望まれます。



工場の外周部において、開放的な緑化を行うことでうまいある景観を創出している。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●大規模商業施設における緑化の配慮

- ・大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。



周囲の歩道に緑陰をもたらす植栽や季節が感じられる落葉樹を主体とした緑化がなされている。



### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                         |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 |

## オ 緑化

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●大規模工業施設における緑化の配慮

- ・工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与えるおそれがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。



常緑樹が主体であるが、手前に芝を配置し高木の植栽を奥に控えているためオープンなイメージが確保されている。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。 |

### <景観上の配慮事項>

c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。

#### 【配慮事項のねらい】

樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討することが必要です。樹姿または樹勢の優れた樹木は、地域の景観資源となっていることが多く、建築等をする際には、それらを保存し、活かすことで地域の良好な景観を引き継いでいくことが大切です。



海岸沿いの松を残して建築物を配置することで、松並木の保全を図っている。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮

- ・樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。
- ・樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。



地域の歴史を感じさせる松の古木が保存されている。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                      |
|------|---------------------------------------------|
| 市全域  | 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 |
| 海岸   | 敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。  |

## オ 緑化

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮

- ・樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                  |
|------|-----------------------------------------|
| 市全域  | 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。 |

<景観上の配慮事項>

- a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。

【配慮事項のねらい】

建築物などに附属して設けられる屋外駐車場は、アスファルト舗装などが大きな面積を占めることが多く、うるおいの感じられない景観となりがちです。このため、安全上支障のない範囲で、道路、公園などの公共の場所から駐車場内を見通せないように工夫することが重要です。



屋外駐車場と敷地境界の間に植栽スペースを確保している。

【具体的な配慮の内容】

●沿道にうるおいを演出する配慮

- ・人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。



駐車場の出入口を絞り、通り沿いを緑化している。

●周辺のまちなみとの調和への配慮

- ・周辺のまちなみとの調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。



駐車場の前面に、歴史的なまちなみと調和した門を構えている。

## カ その他

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型                                 | 景観形成基準                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域                                  | <p>駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。</p> <p>立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。</p> |
| 住宅地<br>商業地<br>工業地<br>歴史的・文化的<br>景観資源 | <p>駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。</p>                                                                                                                |

### <景観上の配慮事項>

b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。

#### 【配慮事項のねらい】

夜間の屋外照明は、安全上必要であるとともに、にぎやかさを演出するなど美しい夜間景観をつくれます。しかし、過剰な光が散乱するなど、照明方法が適切でない場合は、周辺に不快感を与えることがあるため、周辺の景観への配慮が大切です。

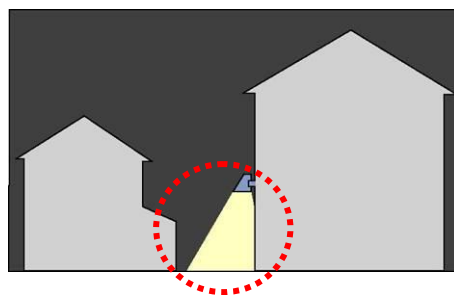


鈴鹿サーキット観覧車のライトアップ

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●過剰な光が周囲に散乱しないような配慮

- ・ 過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。
- ・ 夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。



適切な照明の配置や向きなどにより、過剰な光の散乱を防止

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                         |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 |

【具体的な配慮の内容】

●景観特性に調和した照明の配慮

- ・地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出やにぎわいの創出などを工夫する。



住宅地における落ち着いた照明の例



歴史的まちなみと調和した趣のある照明の例（他市）

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                               |
|------|--------------------------------------|
| 市全域  | 景観特性に応じた照明方法により、趣の演出やにぎわいの創出などを工夫する。 |

### < 景観上の配慮事項 >

c) 既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。

#### 【配慮事項のねらい】

既存の建築物などが周辺の景観と調和していない場合には、増築や改築などを行う際に、既存の建築物などについても外観の色彩を塗り替えるなど、全体としてまとまりがあるように修景することが大切です。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ● 既存建築物の外観変更

- ・ 周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。



既存の建築物が周辺のまちなみと調和していない。



周辺と調和した増築に併せて、既存の外壁塗り替えにより、まちなみが整う。

##### ● 緑化などによる既存建築物の遮へい

- ・ 増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいする。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 |

## カ その他

### <景観上の配慮事項>

d) 太陽光発電施設を設置する際はできる限り目立たないよう配慮すること。

#### 【配慮事項のねらい】

建築物の屋上等に設置した太陽光パネルにより、良好な景観への眺望が阻害されることがあります。太陽光パネルを設置する際は、できる限りその規模や位置など周辺からの見え方に配慮することが必要です。

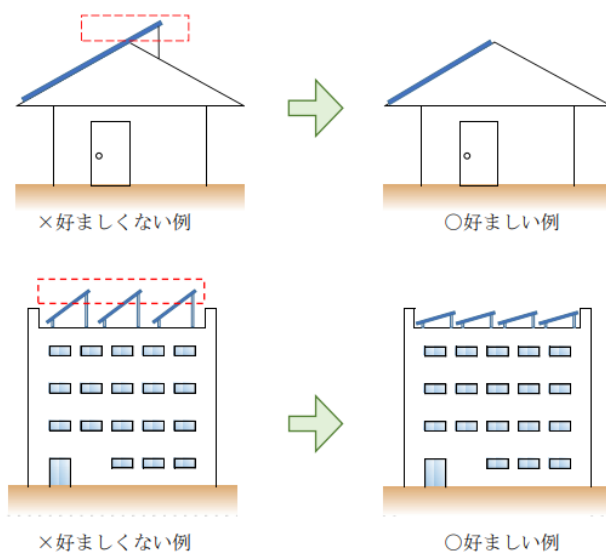
#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●周辺景観への配慮

- ・ 太陽光パネルの高さや設置角度はできる限り低く抑え、圧迫感の軽減に努める。
- ・ 太陽光パネルは目立ちにくい色彩とし、反射光などに配慮する。

#### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | パネル最上部が建築物の最上部を越えないようにし、必要に応じてルーバー等で目立たないよう配慮する。<br>太陽光パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。 |



### 【具体的な配慮の内容】

#### ●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮

- ・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する建築物に太陽光パネルを設置する場合は、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型            | 景観形成基準                                           |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| 歴史的・文化的<br>景観資源 | 建築物の屋根に太陽光パネルを設置する際は、地域のシンボルとなる景観を阻害しない位置・高さとする。 |

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●主要な視点場からの眺望の確保

- ・建築物の屋根に太陽光パネルを設置する際は、周辺の所要な視点場からの眺望を遮らないようにパネルの位置・高さに配慮する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                            |
|------|---------------------------------------------------|
| 眺望景観 | 建築物の屋根に太陽光パネルを設置する際は、周辺の主要な視点場からの眺望を遮らない位置・高さにする。 |

## 土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

### <景観上の配慮事項>

- a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。

#### 【配慮事項のねらい】

大規模な土地の形質の変更などは、地域の自然的景観に多大な影響を及ぼすことから、現況の地形などが持つ地域固有の景観をできる限り阻害しないことが大切です。



以前から存在した緑地を保全修景し、良好な自然的景観を創出している。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●地形の尊重

- ・段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型        | 景観形成基準                                       |
|-------------|----------------------------------------------|
| 市全域         | 造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。              |
| 歴史的・文化的景観資源 | 歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。 |

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●良好な樹木、水辺などの保全

- ・行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限り既存の資源の保全に努める。
- ・樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                   |
|------|------------------------------------------|
| 市全域  | 行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 |

## 【具体的な配慮の内容】

### ●周辺景観と調和した緑化

- ・法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。

周辺の樹種で法面<sup>のり</sup>を緑化した事例  
(出典：全国S F緑化工法協会HP)



## 【具体的な配慮の内容】

### ●法面勾配<sup>のり</sup>の緩和

- ・勾配の急な法面<sup>のり</sup>は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 |

## 土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

### < 景観上の配慮事項 >

b) 擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。

#### 【配慮事項のねらい】

一般にコンクリートがむき出しの擁壁は無機質で、自然的景観の中では違和感を生じ、市街地では周囲に威圧感や圧迫感を与えます。このため、できる限り周囲の景観になじませるような工夫が必要です。



無機質なコンクリート擁壁をツル性植物で緑化し、景観的影響を緩和している。(他市)

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ● 擁壁の修景

- ・ 景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。
- ・ 擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○ 協議事項

| 景観類型                                           | 景観形成基準                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鈴鹿山脈及び山麓<br>丘陵地<br>平野部水田地<br>里山水田地<br>河川<br>海岸 | 擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 |
| 住宅地<br>商業地<br>工業地                              | 擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。                                        |

【具体的な配慮の内容】

●長大な擁壁の分割

- ・やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                     |
|------|--------------------------------------------|
| 市全域  | 長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 |

## 土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

### <景観上の配慮事項>

c) 太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。

#### 【配慮事項のねらい】

大規模な太陽光発電施設の設置は、周辺の自然的景観に対し多大な影響を及ぼすおそれがあります。できる限り目立たないように規模を抑えて設置し、パネルの反射光に配慮するほか、設置後も維持管理を適切に行うことが大切です。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●設置位置の工夫

- ・ 圧迫感を軽減させるため、敷地境界からできるだけ後退した位置に設置する。
- ・ 主要な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。

#### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型        | 景観形成基準                                                        |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 市全域         | 太陽光発電施設は、敷地境界からできるだけ後退した位置に設置する。                              |
| 歴史的・文化的景観資源 | 山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。 |



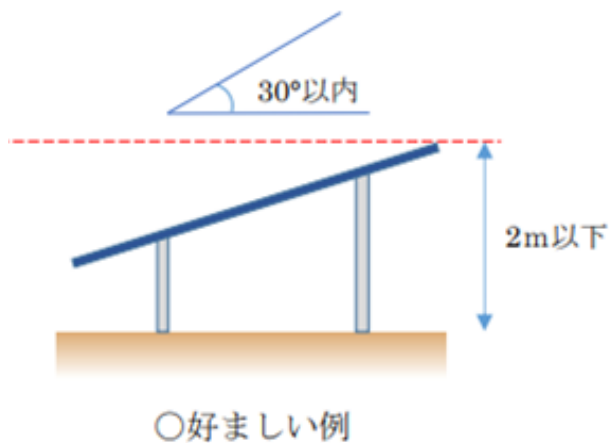
## 【具体的な配慮の内容】

### ●景観に配慮した形状等

- ・ パネルの反射光が周辺環境へ影響を与えないよう太陽光発電施設の最上部はできる限り低くし、パネルの角度はできる限り抑える。パネルは光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。また、圧迫感を軽減させるためパネルを分散させる。
- ・ 植栽や周辺景観になじむ目隠しフェンスを配置し、道路等から見えにくくする。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 太陽光発電施設の高さは2 m以下、設置角度は30°以内とし、パネルの色彩は黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。また、圧迫感を軽減させるためパネルを分散させる。 |
|      | 植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。なお、フェンスの色彩は周辺景観になじむものとする。                                           |



詳しくは、『鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン』を参照してください。

## 木竹の伐採

### <景観上の配慮事項>

a) 樹木等の伐採は、なるべく目立たない場所を選定し、樹木等はできる限り保存すること。

#### 【配慮事項のねらい】

樹木等の伐採を行うと自然的景観が大きく損なわれるおそれがあります。伐採をできる限り少なくし、樹木等は積極的に保存することが大切です。

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●伐採位置の工夫

- ・伐採後の敷地が外部から見えないよう位置を工夫し、外周部の樹木等を積極的に保存する。

#### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                             |
|------|------------------------------------|
| 市全域  | 伐採を行う場所は、道路などの公共の場所から見えやすいところを避ける。 |

#### 【具体的な配慮の内容】

##### ●樹木等の資源の保全

- ・伐採面積は必要最小限とし、樹木等を積極的に保存する。

#### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 敷地内にある樹木等は積極的に保存し、伐採面積は必要最小限とする。また周囲から地肌が極力見えないように配慮するとともに、行為地が外部から見えないよう敷地外周部の樹木等を保存するなど周辺景観との調和を図る。 |



<景観上の配慮事項>

b) 太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。

「土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の採掘を除く。）」

<景観上の配慮事項> c) を参照してください。

## 土石の採取又は鉱物の掘採

### <景観上の配慮事項>

a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。

### 【配慮事項のねらい】

土石の採取や鉱物の掘採は、地肌の露出などにより良好な自然的景観を阻害するおそれの多い行為であるため、景観への影響をできる限り和らげる配慮が大切です。

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●採取、掘採を行う場所の工夫

- ・道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。
- ・地肌を大規模に露出させないように、採取や掘採する場所を分割する。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                                         |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 市全域  | 採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。 |

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●周辺緑化による遮へい

- ・採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                            |
|------|-----------------------------------|
| 市全域  | 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。 |

## <景観上の配慮事項>

b) 採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。

### 【配慮事項のねらい】

採取や掘採の跡地は、できる限り以前の景観に復元するよう努める必要があります。そのため、緑化等に当たっての周辺植生との調和に配慮するとともに、速やかに復元への早期着手を求めるものです。

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●速やかな緑化

- ・できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●周辺景観と調和した緑化

- ・緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化を図る。

## 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                    |
|------|---------------------------|
| 市全域  | 採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。 |

## 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### <景観上の配慮事項>

- a) 道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。

### 【配慮事項のねらい】

屋外での土石や廃棄物などの堆積は、周辺の景観を阻害しやすいため、できる限り道路などの公共の場所から目立たないように、位置や規模を工夫するとともに、敷地外周部への植栽や塀の設置などの配慮が必要です。

また、周囲の景観を乱さないように堆積物を整然と集積・貯蔵することが必要です。

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●堆積する位置、規模の工夫

- ・敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。
- ・周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                               |
|------|------------------------------------------------------|
| 市全域  | 堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。 |

### 【具体的な配慮の内容】

#### ●植栽や塀などによる遮へい

- ・堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
- ・出入口はできる限り少なくする。

### 《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                           |
|------|----------------------------------|
| 市全域  | 堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 |

【具体的な配慮の内容】

●整然とした堆積

- ・堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

| 景観類型 | 景観形成基準                                       |
|------|----------------------------------------------|
| 市全域  | 堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。 |